

2024 年度『合格講座講義録』に対する「出題の状況」の加筆につきまして

2023 年 12 月 27 日

L E C 行政書士講座をご受講いただきましてありがとうございます。

2024 年度行政書士試験向け講座の使用教材としてご提供している『合格講座講義録』の**憲法・基礎法学、民法Ⅰ**（総則・物権）、**民法Ⅱ**（債権・家族法）、**行政法Ⅰ**（総論・手続法）は、2023 年 11 月 12 日に実施された **2023 年度本試験** よりも前に制作したものです。

そこで、**2023 年度本試験** の「**出題の状況**」につきまして、下記のように加筆をお願いします。

GU24001 『2024 行政書士試験 合格講座講義録【憲法・基礎法学】』

(p. 12) 「2. 天皇の権能」

▼出題の状況

(※「23」の欄に ○ を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○	○			○	○	○			○

(p. 13) 【7 条所定の国事行為】(表)

① 憲法改正、法律、政令および条約を公布すること (1 号) ⇒ 2023-7-1

(p. 17) 「3. 皇室の経済」

▼出題の状況

(※「23」の欄に ○ を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
									○

(p. 17) 「1 皇室財産と皇室の費用」、本文、上から 1 行目

すべて皇室財産は、国に属する (88 条前段)。さらに、すべて皇室の費用は、⇒ 2023-7-4

(p. 17) 「2 皇室の財産の授受に関する制限」、本文、上から 1 行目

皇室に財産を譲り渡し、または皇室が、財産を譲り受け、もしくは賜与 ⇒ 2023-7-4

(p. 37) 「6. 特別の法律関係における人権」

▼出題の状況

(※「23」の欄に ○ を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
			○	○	○	○			○

(p. 40) **判旨**、上から 15 行目

の規律及び秩序の維持のためにこれら被拘禁者の新聞紙、図書等の閲読の ⇒ 2023-3-エ

(p. 44) **決定要旨**、上から 22 行目

ある。また、裁判官が積極的に政治運動をすることをその行動のもたらす ⇒ 2023-3-ウ

(p. 120) 「4. 表現の自由」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	○	○			○	○	○	○	○

(p. 135) 上から1行目

(2) 表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法21条 ⇒ 2023-4-1

(p. 143) 上から3行目

戸別訪問の禁止によって失われる利益は、意見表明の自由ではあるが、それは、⇒ 2023-3-ア

(p. 170) 「2. 適正手続の保障」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○		○			○	○		○	○

(p. 173) 判旨、上から11行目(2) 成田新法について、告知、弁解、防御の機会を与える旨の規定がなくとも、⇒ 2023-25-4

(p. 182) 「1. 受益権(国務請求権)」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
									○

(p. 182) 「1 請願権」、本文、上から5行目

述べることである。ただし、請願権は、請願を受理し誠実に処理する義務を ⇒ 2023-4-1

(p. 183) 「2 裁判を受ける権利」、本文、上から1行目

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない(32条)。⇒ 2023-4-3

(p. 183) 「3 刑事補償請求権」、本文、上から1行目

何人も、抑留または拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の ⇒ 2023-4-4

(p. 229) 「6. 議院の権能」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○						○			○

(p. 230) 本文、上から4行目

なお、議院の議決により資格を有しないとされた議員は、さらに裁判所に ⇒ 2023-5-2

(p. 232) 【国政調査権の限界】(表)

司法権との関係 ⇒ 2023-6

(p. 236) 「2. 内閣の組織と権能」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○			○	○	○	○		○	○

(p. 238) 「(a) 国務大臣の任免権」、本文、上から1行目

内閣総理大臣は、国務大臣を任命し、これを任意に罷免することができる ⇒ 2023-5-3

(p. 260) 「2. 裁判所の構成と権能」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○		○							○

(p. 260) MEMO、上から1行目

最高裁判所裁判官の国民審査は、その任命後初めて行われる衆議院議員 ⇒ 2023-5-4

(p. 262) 「3. 司法権の独立」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
					○				○

(p. 263) 【裁判官の罷免事由】(表)

① 心身の故障のために職務執行不能の裁判を受けた場合(78条前段) ⇒ 2023-5-5

(p. 265) 「4. 違憲審査権」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
									○

(p. 267) **判旨**、下から7行目場合などには、例外的に国会議員の立法行為又は立法不作為は国家賠償法 ⇒ 2023-4-2

(p. 270) 「5. 裁判の公開」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
								○	○

(p. 270) 「5. 裁判の公開」、本文、上から1行目

裁判の「公開」とは、国民に裁判の傍聴を認めることである。裁判の公開 ⇒ 2023-4-5

(p. 278) 「2. 財政監督の方式」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	○		○					○	○

(p. 279) **関連知識をCHECK!****I** 予算は成立したのに、その支出を命じる法律が制定されない場合 ⇒ 2023-7-3

(p. 280) 本文、上から3行目

増額修正について、学説上は、財政民主主義(83条)の観点から、減額修正 ⇒ 2023-7-2

(p. 281) 「3 決算」、本文、上から1行目

国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、⇒ 2023-7-5

(p. 298) 「3. 法源」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		○	○	○	○		○	○	○

(p. 301) 「(3) 条理」、本文、上から5行目

わが国では、「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニ依リ習慣ナキモノハ ⇒ 2023-1-ア・イ(p. 301) **MEMO**、上から1行目刑法の分野では、罪刑法定主義の要請から、条理による裁判は原則として ⇒ 2023-1-ウ

GU24002 『2024 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅰ 総則・物権】』

(p. 27) 「1. 法人の意義・種類」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
			○						○

(p. 27) 【法人の種類】(表) ⇒ 2023-2-イ・ウ

(p. 28) 「1 権利能力なき社団とは」、本文、上から5行目

そこで、判例・通説は、社団としての実体を有していながら法人格を ⇒ 2023-2-ア

(p. 103) 「3. 消滅時効」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
									○

(p. 105) 【消滅時効期間】(表) ⇒ 2023-27-1・2・3・4・5

(p. 117) 「2. 不動産物権変動と177条」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
						○	○		○

(p. 126) 「(b) 時効完成前の第三者との関係」、本文、上から1行目

判例によると、時効取得者(A)の取得時効完成前に原所有者(B)が甲土地を ⇒ 2023-28-1

(p. 128) 本文、上から1行目

判例によると、時効は必ず時効の基礎となる事実が開始された時点より ⇒ 2023-28-5

(p. 128) 「(e) 時効完成後の第三者との関係における新たな取得時効の完成」、本文、上から1行目

判例によると、時効完成後の第三者Cが登記を備えた後も、Aが甲土地の ⇒ 2023-28-3(p. 129) 関連知識を CHECK !、上から2行目「Aが時効取得した不動産について、その取得時効完成後にBが当該不動産の ⇒ 2023-28-2

(p. 188) 「5. 抵当権」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○		○	○	○	○	○	○	○	○

(p. 191) 「(3) 物上代位性」、本文、下から6行目

もともと、抵当権者が物上代位によって優先弁済を受けるためには、⇒ 2023-45(p. 206) **関連知識をCHECK!**、上から2行目不動産の取得時効の完成後、所有権移転登記がされることのないまま、⇒ 2023-28-4

(p. 210) 「6. 非典型的担保」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
			○		○	○			○

(p. 211) **関連知識をCHECK!**、上から10行目改定である。判例は、構成部分の変動する集合動産の場合、譲渡担保設定 ⇒ 2023-29-1・2(p. 211) **関連知識をCHECK!**、上から15行目・構成部分の変動する集合動産の譲渡担保では、① 譲渡担保設定者は、通常の ⇒ 2023-29-3**GU24003 『2024 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅱ 債権・家族法】』**

(p. 263) 「2. 連帯債務」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
			○						○

(p. 265) **MEMO**、上から2行目効力事由である。① 履行の請求、② 免除、③ 時効の完成は、2017年 ⇒ 2023-30-エ・オ

(p. 267) 「イ 反対債権を有している連帯債務者による相殺」、本文、上から1行目

連帯債務者の1人が債権者に対して債権を有する場合において、その ⇒ 2023-30-ウ

(p. 267) 「(c) 混同」、本文、上から3行目

連帯債務者の1人と債権者との間に混同があったときは、その連帯債務者は、⇒ 2023-30-ア

(p. 268) 「(3) 性質上絶対的効力事由となるもの」、本文、上から1行目

弁済、代物弁済および供託に絶対的効力が生ずることについては、明文の ⇒ 2023-30-イ

(p. 302) 「1. 弁済」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○	○			○				○	○

(p. 304) 【弁済の提供の方法】(表)

口頭の提供 ⇒ 2023-32-1

(p. 307) 【受領遅滞の効果】(表)

⑤ 受領遅滞中に生じた両当事者の責めに帰することができない履行不能は、⇒ 2023-32-3・4・5

(p. 325) 「2. 相殺」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○									○

(p. 326) 「(1) 要件①(2つの債権が対立していること)」、本文、上から7行目
できない(大判大4.2.17)。もっとも、時効によって消滅した債権(自働債権)が ⇒ 2023-31-2

(p. 328) 「(1) 当事者の意思表示による禁止・制限」、本文、上から3行目

このような相殺禁止・制限の意思表示をした場合には、その意思表示は、⇒ 2023-31-3(p. 328) 「(2) 受働債権が不法行為等により生じた債権である場合」、本文、上から1行目
悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務の債務者は、相殺をもって ⇒ 2023-31-4

(p. 329) 本文、上から1行目

人の生命または身体の侵害による損害賠償の債務の債務者は、相殺を ⇒ 2023-31-5

(p. 330) 「(4) 受働債権が差押えを受けた債権である場合」、本文、下から9行目

差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものである ⇒ 2023-31-1

(p. 343) 「4. 契約の効力」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	○				○	○	○	○	○

(p. 348) MEMO (2つ目)、上から1行目受領遅滞が生じた後に、債務者の責めに帰することのできない事由に ⇒ 2023-32-3・4・5

(p. 351) 「5. 契約の解除」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	○							○	○

(p. 354) 【全部解除ができる場合(542条1項各号)】(表)

② 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき ⇒ 2023-32-2

(p. 378) 「3. 賃貸借」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
			○	○	○	○		○	○

(p. 393) 【賃貸借の終了原因（解除を除く）】(表)

② 賃借物全部滅失(616条の2) ⇒ 2023-33-イ

(p. 395) 「4. 使用貸借」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
				○					○

(p. 398) 「(2) 使用貸借の解除」、本文、上から6行目

借主は、いつでも、契約の解除をすることができる(598条3項)。⇒ 2023-33-ア

(p. 403) 「6. 請負」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
						○			○

(p. 406) 「(3) 請負人の担保責任(契約不適合責任)」、本文、上から9行目

すなわち、仕事の目的物が種類・品質に関して契約の内容に適合しない ⇒ 2023-46

(p. 408) 「(1) 注文者の任意解除権」、本文、上から1行目

請負人が仕事を完成しない間、注文者は、いつでも損害を賠償して契約を ⇒ 2023-33-ウ

(p. 410) 「7. 委任」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
					○				○

(p. 414) 「(a) 各当事者の任意解除権」、本文、上から1行目

委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる(651条1項)。⇒ 2023-33-エ

(p. 416) 「8. 寄託」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
									○

(p. 417) 「(b) 無償寄託における受寄者の解除権」、本文、上から4行目

ただし、書面による無償寄託については、この限りでない(657条の2) ⇒ 2023-33-オ

(p. 441) 「3. 不法行為」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○	○		○				○	○	○

(p. 449) **関連知識をCHECK!**、上から7行目もつとも、生命保険契約の被保険者が死亡した場合に、相続人に給付された ⇒ 2023-34-2(p. 449) **関連知識をCHECK!**、上から10行目また、「交通事故により死亡した幼児の損害賠償債権を相続した者が一方で ⇒ 2023-34-1

(p. 515) 「6. 遺言」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
			○						○

(p. 515) **MEMO** (2つ目)、上から1行目成年被後見人が遺言をするためには、事理弁識能力を一時回復した時に、 ⇒ 2023-35-ア

(p. 516) 「(2) 共同遺言の禁止」、本文、上から1行目

遺言は、2人以上の者が同一の証書ですることができない(975条)。これに ⇒ 2023-35-ウ(p. 517) **【自筆証書遺言のポイント】**、2行目いう。遺言の全文、日付および氏名がカーボン紙を用いて複写の方法で記載 ⇒ 2023-35-イ

(p. 519) 「(1) 撤回の自由と撤回権放棄の禁止」、本文、上から1行目

遺言者は、① 遺言の作成後、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の ⇒ 2023-35-オ

GU24004 『2024 行政書士試験 合格講座講義録【行政法Ⅰ 総論・手続法】』

(p. 8) 「3. 行政法の一般原則」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		○		○			○		○

(p. 9) 【行政法における信頼保護に関する判例】(表)

公営住宅の使用関係 ⇒ 2023-42租税法における信義則 ⇒ 2023-9-エ

(p. 12) 「4. 行政法の適用範囲(行政上の法律関係)」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	○	○		○				○	○

(p. 12) 【私法の規定が適用されるとした判例】(表)

公営住宅の使用関係と借地借家法 ⇒ 2023-42

(p. 59) 「4. 行政裁量」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		○	○		○		○		○

(p. 61) **関連知識をCHECK!**、上から1行目

- ・ 在留期間の更新事由が「在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由」⇒ 2023-10

(p. 67) 「5. 行政行為の瑕疵」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		○	○	○		○	○		○

(p. 68) 「(2) 取消しと無効の区別の基準」、本文、上から4行目

判例は、①「行政処分が当然無効であるというためには、処分に重大かつ ⇒ 2023-43-エ(p. 68) **関連知識をCHECK!**、上から5行目村長解職賛否投票の効力の無効が宣言されても、賛否投票が有効であることを ⇒ 2023-8-イ

(p. 72) 「(1) 違法性の承継」、本文、上から4行目

判断されるべきであり、原則として違法性の承継は認められるべきではない。 ⇒ 2023-17-イ

(p. 72) 「(1) 違法性の承継」、本文、上から5行目

しかし、例外的に、先行処分と後行処分が連続した一連の手続を構成し、同一 ⇒ 2023-8-ウ

(p. 74) 「(2) 瑕疵の治癒」、本文、下から3行目

法律上処分に理由付記が要求されているにもかかわらずこれを行わなかった ⇒ 2023-8-オ

(p. 75) 「(3) 違法行為の転換」、本文、上から5行目

資するものである。しかし、違法行為の転換は、法律による行政の原理の厳格 ⇒ 2023-8-ア

(p. 77) 「6. 行政行為の取消しと撤回」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○		○	○	○		○			○

(p. 78) 本文、上から4行目

ものである。したがって、その効果は原則として遡及し、はじめから行政行為 ⇒ 2023-8-エ

(p. 90) 「1. 行政強制」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	○		○	○	○		○		○

(p. 90) **条文**、上から2行目行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この ⇒ 2023-26-4

(p. 124) 「1. 行政手続」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		○			○				○

(p. 125) 「3 行政手続と憲法の関係」、本文、上から1行目

最高裁は、「憲法31条の定める法定手続の保障は……行政手続については、⇒ 2023-25-4

(p. 126) 「2. 行政手続法総説」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○	○	○	○		○	○		○	○

(p. 128) 条文、下から3行目ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分 ⇒ 2023-11-2

(p. 129) 「3. 申請に対する処分に関する手続」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(p. 130) 「(1) 審査基準の設定等」、本文、上から8行目

審査基準が公にされていなければ、審査基準自体が適切か、行政庁が ⇒ 2023-13-イ

(p. 131) 「(2) 標準処理期間」、本文、上から1行目

標準処理期間を定めることが努力義務とされるのは、処分にはさまざまな ⇒ 2023-13-エ

(p. 137) 「(4) 申請者以外の者の意見を聴く機会の設定」、本文、上から1行目

行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべき ⇒ 2023-13-ア

(p. 139) 「4. 不利益処分に関する手続」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(p. 141) 本文、上から4行目

処分基準の設定・公開(公にしておくこと)は、審査基準の場合(5条)と ⇒ 2023-13-ウ

(p. 151) 「(3) 文書等の閲覧請求」、本文、上から1行目

聴聞手続において効果的な意見陳述や立証を可能ならしめるため、当事者等 ⇒ 2023-12-2

(p. 152) 「(b) 当事者・参加人の権利」、本文、上から1行目

当事者または参加人は、聴聞の期日に出頭して、①意見を述べ、および ⇒ 2023-12-3

(p. 153) 「(5) 陳述書等の提出」、本文、上から1行目

当事者または参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、 ⇒ 2023-12-4

(p. 153) 「(6) 当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結」、本文、上から1行目

主宰者は、(i)当事者の全部もしくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に ⇒ 2023-12-5

(p. 154) 「(c) 聴聞調書・報告書の閲覧権」、本文、上から1行目

当事者または参加人は、聴聞調書および報告書の閲覧を求めることが ⇒ 2023-12-1

(p. 158) 「2. 行政指導に関する手続」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○	○	○		○	○	○	○		○

(p. 158) 条文、上から3行目を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言 ⇒ 2023-11-3

(p. 164) 「(4) 行政指導の形式」、本文、上から1行目

行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨および ⇒ 2023-11-4

(p. 165) 「(5) 複数の者を対象とする行政指導」、本文、上から1行目

同一の行政目的を実現するため複数の者に対し行政指導をするときは、 ⇒ 2023-11-5

(p. 178) 「9. 適用除外」

▼出題の状況

(※「23」の欄に○を付けてください。)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
○	○			○	○		○		○

(p. 179) 「3 条例等に基づく処分等の適用除外」 ⇒ 2023-26-1

行政法Ⅱ（救済法・地方自治法）、**商法・会社法、一般知識**は、テキスト本体に**2023年度本試験**の「**出題の状況**」も掲載する予定です。

以上の内容をご確認いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部